

平成21年10月支給分の公的年金から 個人住民税（市・県民税）の引き落としが始まります

6月1日号の広報でもお知らせしましたが、公的年金を受給されている方の納税の利便性や徴収の効率化を図ることを目的に、個人住民税を平成21年10月以降に支払われる公的年金から引き落としする制度（特別徴収）が始まります。

この制度により、特別徴収対象者の方は年4回の納期が年6回（導入初年度の21年度は5回）になり、1回あたりの負担額が軽減されるとともに納税のために金融機関や市役所へ出向く必要がなくなります。

※この制度により新たな税負担が増えるものではありません

●対象となる方

4月1日現在において65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得に係る住民税の納税義務のある方が対象となります。ただし、次の方は対象となりません。

- ・介護保険料が年金から引き落としされていない方
- ・引き落としされる住民税額が老齢基礎年金などの額を超える方 など

●対象となる年金

老齢基礎年金または昭和60年以前の制度による老齢年金、退職年金などを言います。障害年金および遺族年金など非課税の年金からは引き落としされません。

●対象となる住民税

年金所得の金額から計算した住民税です。給与所得や事業所得などの金額から計算した住民税は、これまでどおり給与からの引き落とし（給与からの特別徴収）または普通徴収（納付書または口座振替により納める方法）により納めていただきます。

【例】 住民税の年税額が6万円（年金所得のみ）の場合

平成21年度（初年度）の納め方

月 (期)	納付書で納める (普通徴収)		年金から引き落とし (特別徴収)		
	6月 (第1期)	8月 (第2期)	10月	12月	2月
税額	1万5千円	1万5千円	1万円	1万円	1万円
算出方法	4分の1	4分の1	6分の1	6分の1	6分の1

平成22年度以降の納め方

月	年金から引き落とし (特別徴収) 仮徴収			年金から引き落とし (特別徴収)		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
算出方法	前年度の2月と同じ額			平成22年度の年税額の残り3分の1		

※今年度この制度の対象となる方は、平成21年度市民税・県民税納税通知書（6月12日発送）に公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額、公的年金の種類および支払者の名称を記載していますのでご確認ください

■引き落としが中止になる場合

引き落とし開始後、伊賀市から転出、税額の変更、年金の支給停止などが発生した場合は、引き落としが中止となり、普通徴収（納付書または口座振替により納める方法）により納めていただきます。

【問い合わせ】

本庁課税課

☎ 22-9613

FAX 22-9618

